

## 【巻頭言】久留米大学教職課程年報 2023 第7号

片岡靖子

(教職課程委員長・久留米大学文学部)

### 児童・生徒を取り巻く政策の現状と今後の教員を目指す者に必要な資質

令和4年度において、本学の教職課程に携わる各先生方の熱心なご指導、そして教育実習では本学の多数の学生の教育実習をお引き受け頂きましたこと、心より感謝致します。

各先生方のご尽力と各園、各校のご協力とご指導により、無事に令和4年度の幼稚園・小学校・中学校・高等学校での教育実習履修者は、実人数103名(延べ120名)、免許申請数は延べ199件の取得という結果となりました。

令和5年4月より「子ども基本法」が施行されます。本法の「こども」の定義は、「心身の発達の過程にある者」とされ、特定の年齢で区切るのではなく、こどもが若者となって円滑な社会生活を営むことができるまでの一連の過程を指しています。また、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずる施策」により「こども施策」が成り立っています。「こどもに関する施策」には、教育施策をはじめ幅広い施策が含まれています。本法は、「児童の権利に関する条約」の4原則である「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえて基本理念が規定されています。

さらに「生徒指導提要」が令和4年12月に、12年振りに改訂されました。「生徒指導提要」とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論や考え方、具体的な指導方法等について網羅的にまとめられ教職員間での共通理解と組織的な取り組みを図るための生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書となります。本改訂での生徒指導の定義は、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」と提示され、旧提要と比較すると、児童・生徒が主体であることが明確に提示されるとともに、教師が児童・生徒を伸ばすのではなく、児童・生徒自身の成長を「支える」といった教師の立ち位置も提示されています。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の多職種との連携、すなわちチーム学校が推進されることも提示されています。

児童・生徒を取り巻く状況は、不登校、いじめ、貧困、ヤングケアラーなど複雑で困難な状況が生じています。これらの状況に対応できる教員を目指す者に必要な資質としては、児童・生徒へ一方向への関わりでなく、主体性を引き出す関わりができる、問題であると認識した時に一人で抱え込まない、相談・報告・連絡ができる力、他の専門職の専門性を理解し経緯をもって連携ができる力、さらに自身の児童・生徒への関わりについて省察(リフレクション)する力などが求められると考えます。

本校においても、文学部、経済学部、商学部、法学部、人間健康学部、医学部を備えた学際的な大学である特色を生かし、多様な状況に対応できる教員養成を目指していきたいと考えております。